

大使館からのお知らせ（12月28日以降のポーランド入国後の
隔離措置について（12月23日））

<ポイント>

- 21日にお知らせしました、12月28日から実施される入国者に対する隔離措置の詳細が判明しました。
- この措置は、国籍にかかわらず、航空機、列車、定員が運転手を含む9人以上の車両（例えばバス）によるポーランドに入国する場合に課されます。
- 隔離期間中は、日本の自主隔離とは違い、隔離滞在所から出ることは出来ません。また、隔離用アプリの使用を求められ、スマートフォンを所持していない場合は、毎日隔離滞在所に警察官が確認に訪れます。なお、違反すると罰則があります。

21日にお知らせしました12月28日から来年1月17日までの更なる国内制限強化措置のうち、「多人数の乗り合わせる交通機関での入国者に対する10日間の隔離措置」について、詳細が判明しましたので以下のとおりお知らせします。

1 対象者

- (ア) 航空機で来る者
- (イ) 列車で来る者
- (ウ) 次に該当する車両で来る者
 - (a) 公共交通機関である車両
 - (b) 運転手を含む定員が9人以上の車両
 - (c) 国際運搬に使用される車両
 - (d) 有料国際運搬に使用される、運転手を含む定員が7～9名までの車両

2 主な対象外となる者（詳細は当館HP（<https://www.pl.emb-japan.go.jp/files/100130147.pdf>）を参照ください）

- (1) 航空機、列車等の乗組員
- (2) 国際運搬を行う職業運転手
- (3) 外交団の団員、国際機関代表及びその家族
- (4) ポーランド国内で就学する生徒及び保護者
- (5) ポーランドの大学に在籍している大学生、大学院生、専門学校の学生
- (6) ポーランド国内で研究活動をしている者
- (7) ポーランドの文化遺産の保護に関わる業務を同国外で行う者
- (8) ポーランド国内で開催されるスポーツ大会に関わる者（選手、監督、医師、審判等）
- (9) 新型コロナウイルス感染症の予防接種を受け、その証明書を所持している者

(10) ポーランド以外のEUまたはEFTA加盟国、欧州経済領域諸国及びスイスにある居住地への移動のためにポーランド国内を通過するEUの長期滞在許可又は永住権を有する外国人及びその配偶者や子供

3 本件隔離措置は、日本の自主隔離とは違い、食料品の調達を含め隔離滞在場所から出ることは出来ません。買い物も知人等に依頼する等の必要があります。また、隔離用アプリの使用を求められ、スマートフォンを所持していない場合は、毎日隔離滞在場所に警察が確認に来ることになっています。なお、違反すると高額な罰金などの罰則がありますので、注意してください。

(問い合わせ先)

在ポーランド日本国大使館 領事班

☆電話：+48 22 696 5005

※開館時間のみ[09:00~12:30、13:30~17:00]。開館時間外に緊急を要する場合には大使館代表番号(+48 22 696 5000)へお掛けください(閉館時電話対応委嘱業者がまずは何うことになります)。

☆メール：cons@wr.mofa.go.jp

☆HP：https://www.pl.emb-japan.go.jp/itpr_ja/ryouji.html